

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成28年1月7日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇一級建築士 上記の一件書類のうちの 1. 担当をした建築主事の氏名が記載された文書 2. 敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書 3. 確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書 4. 建築基準法第19条第3項が規定する建築物の敷地には、汚水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないに該当する施設を記載した図書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年1月20日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

建築確認番号H〇〇認建高土第〇〇号の確認申請書に係る以下の文書

- ・ 建築基準法第6条第3項の規定による確認及び同法第93条の規定による消防長あて通知（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け起案）に係る起案用紙
- ・ 配置図
- ・ 型式適合認定書別添仕様書及び図面

##### （2）開示しない部分

- ア 敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書
- イ 確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書

##### （3）開示しない理由

ア （2）のア

建築確認申請に必要な添付書類については、建築基準法施行規則第1条の3

に規定されているが、建築基準法施行規則には、敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書は、建築確認申請に必要な書類として規定されていない。したがって、敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書を建築確認申請書の添付書類として提出する必要がなく当該文書を取得していないため。

#### イ （２）のイ

建築確認申請に必要な添付書類については、建築基準法施行規則第１条の３に規定されているが、建築基準法施行規則には、確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書は建築確認申請に必要な書類として規定されていない。したがって、確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書を建築確認申請書の添付書類として提出する必要がなく当該文書を取得していないため。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成２８年２月３日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成２８年２月１２日、実施機関は、条例第１９条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

## 第３ 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立書

第２の２の（２）開示しない部分のアの農地転用手続き及び第２の２の（２）開示しない部分のイの生産緑地地区の行為制限解除は、開発（建築）行為に関する大原則である。２件の請求対象行政文書を開示しない理由は、根拠性が極めて希薄である。

#### (2) 意見書

ア 本件の経過について

理由説明書のとおりである。

## イ 理由説明について

(ア) 建築確認申請については、理由説明のとおりである。

(イ) 第2の2の(3) 開示しない理由のアについては、第1段落及び第2段落の記述はおおむね理由説明のとおりである。

ただし、第3段落については、奈良県建築基準法施行細則（昭和25年12月奈良県規則第77号。以下「施行細則」という。）は、建築確認申請の添付図書として第2条第2項に、建築主事は必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、必要な図書の提出を求めると規定する。

また、農地転用手続と建築基準法（昭和25年法律第201号）の関係性は不可分といえるものであり、農地転用手続は、建築確認申請においての大原則である。

本件建築計画概要書（第三面）の申請場所を示す地図によれば、申請場所に隣接する土地には、水田の記号が符されていることから申請場所を含めて水田であったことが認識できよう。

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3表1の「明示すべき事項」に規定がなくとも、建築基準法第1条の建築物の敷地の最低基準の説明として、建築確認申請添付図書に請求対象行政文書が提示されるのが通例であろう。

したがって、第3段落の結論は、妥当性を欠くものと言えよう。

(ウ) 第2の2の(3) 開示しない理由のイについては、第1段落及び第2段落の記述は、おおむね理由説明のとおりである。

ただし、第3段落については、施行細則は、建築確認申請の添付図書として第2条第2項に建築主事は必要があると認めるときは、前項に規定する図書の他必要な図書の提出を求めると規定する。

また、生産緑地地区の行為制限解除は建築確認申請並びに農地転用手続においての大原則である。

施行規則第1条の3表1の「明示すべき事項」に規定がなくとも、建築基準法第1条の建築物の敷地の最低基準の説明として、建築確認申請添付図書に請求対象行政文書が提示されるのが通例であろう。

したがって、第3段落の結論は、妥当性を欠くものと言えよう。

以上のとおり、実施機関の決定は妥当性を欠くものである。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 理由説明書

#### (1) 建築確認申請について

建築物を建築しようとする場合、建築基準法第6条第1項の規定により、建築主

は、当該工事に着手する前に、その計画が同項に定める建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事の確認を受けなければならないこととされている。

(2) 第2の2の(3) 開示しない理由のアについて

農地転用とは、農地を農地以外の目的に転用することであり、その手続等については、農地法(昭和27年法律第229号)等に規定されている。しかし、建築基準関係規定には、農地転用に関する規定に相当するものはない。したがって、建築確認申請において、敷地について農地転用の手続が行われた否かについては建築主事の審査の対象ではない。

また、建築確認申請に必要な書類については、施行規則第1条の3に規定されているが、農地転用に関する文書に相当するものは規定されていない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める「敷地が農地転用手続のない田(地目)であることを記載した文書」は、本件開示請求に係る建築確認申請(以下「本件建築確認申請」という。)に必要な文書ではないため、実施機関は取得していない。

(3) 第2の2の(3) 開示しない理由のイについて

異議申立人のいう生産緑地法の行為制限の解除とは、生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づき生産緑地地区として指定された土地における建築物の新築等の行為の制限について、同法に定める要件を満たす場合に、当該制限を解除することを指していると解される。しかし、建築基準関係規定には、生産緑地地区内における行為制限に関する規程に相当するものはない。したがって、建築確認申請において、敷地について生産緑地法に基づく行為制限の解除が行われたか否かについては建築主事の審査の対象ではない。

また、建築確認申請に必要な書類については、建築基準法第1条の3に規定されているが、生産緑地地区内における行為制限の解除に関する文書に相当するものは規定されていない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める「確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書」は、本件建築確認申請に必要な文書ではないため、実施機関は取得していない。

## 2 口頭理由説明

建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の審査は、建築主事が、建築計画に係る建築基準関係規定の適合性を確認するものであり、建築基準関係規定以外の審査はできないが、農地法及び生産緑地法は建築基準関係規定に当たらない。

また、建築主事が提出を求めることができる図書は、施行規則第1条の3に定められたものに限られており、施行細則第2条第2項において、建築主事が必要と認める図書の提出を求める旨定められているが、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要な範囲内のものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

### 2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書」及び「確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、農地法及び生産緑地法に基づく手続に係るものであるが、農地法及び生産緑地法は建築基準関係規定に該当しない。また、建築確認申請に係る添付図書については、施行規則第1条の3表1により定められているが、当該文書は同表に定められていない。

一方、異議申立人は、施行細則第2条第2項において、建築主事は必要と認める図書の提出を建築主に求めることができる旨定められており、実施機関が同項に基づき異議申立人が開示を求める文書の提出を受けているはずであると主張している。

この点について実施機関は、施行細則第2条第2項の規定は、建築基準関係規定に係る適合性の確認に必要な場合に建築主事が建築主に対して図書の提出を求めることができることを定めたものであるが、前述のとおり農地法及び生産緑地法は建築基準関係規定に該当しないため、本件建築確認申請においては、建築主に本件異議申立てに係る文書の提出を求めることはできないと説明している。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

これらのことから、当該行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

### **3 異議申立人の主張について**

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### **4 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年11月19日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月22日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 2月29日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成29年 3月17日 (第205回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成29年 4月21日 (第206回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 7月20日 (第209回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 8月24日 (第210回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 9月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 ( 住 生 活 ・ 住 環 境 学 )	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 ( 行 政 法 )	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 ( 行 政 法 )	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	